

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第905号

小型特殊自動車のナンバー登録について

フォーカリットなど乗用装置のあるトライク
小型特殊自動車は、所有していれば軽自動車税の
課税対象となり、ナンバー登録が必要です。

軽自動車税について

軽自動車や、原動機付自転車等の税金は、毎年
4月1日現在に所有している人に課税されます。
次のような場合の申請手続きは、3月31日(火)まで
に済ませてください。

- ・所有者変更した場合
- ・住所変更した場合
- ・所有者が亡くなつた場合
- ・紛失・盗難にあつた場合
- ・使用不能となつた場合 等

【手続き先】

原動付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車は
住民生活課まで 電話 76-2115

軽自動車四輪、二輪(50cc越え660cc以下)、
一輪(125cc越え250cc以下)は高知県軽自動車
協会まで 電話 0880-8842-4311

※(訂正とお詫び)

また、身体等に障害のある方が所有(使用)する
軽自動車で一定の要件に該当する場合は、
減免措置があります。減免申請の受付期間は、納
付書発送後から4月23日(木)までとなっており
ます。

額北中央病院からのお知らせ

○内科医師の増員について

当院では、2月から大阪医科大学付属病院の内科
医師、宮本先生が赴任されました。

午前中の内科外来が混雑し、患者様をお待たせし
てあるため、内科医師の増員を図り、午前中の内科
外来を充実しました。

しかし、変わがなくいつも薬をもらつたがとい
う場合には、午後の診察をお勧めです。午後の待ち
時間が短いと思います。午後1~2時位は混雑して
いることが多いので、ゆっくりして午後の3時位から
までに手続きをして下さい。

なお、市町村から交付された標識(ナンバー)は、
公道走行を許可されるではありません。課税標識とな
ります。

○手続きに必要なもの

- ①車名・車体番号・大きさ・最高速度のわかるもの
- ②印鑑

【問い合わせ先】

住民生活課課務班 軽自動車税担当

電話 76-2115

○頭痛外来について

当院の脳神経外科では、高知大学附属病院の医師
の協力により「頭痛外来」を行っています。
本町でも若い方の脳卒中疾患の方がおられます。
頭痛でお困りの方は是非受診してください。また、
頭重感・ぬまじ・はわけ・手先のしびれ・物忘れを
しやすい・やべくがなくなるなど症状のある方も
相談ください。

■診察時間 毎週金曜日 10時~12時

【問い合わせ先】

本山町立国保額北中央病院

電話 76-2450

パブリックコメントの実施について

本町では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画・障害福祉計画等を策定する過程において、計画案を町民の皆さんに公表し、それに対する意見をお聴きする「パブリックコメント」を実施しますので、ご意見を郵便、FAX、Eメールで健康福祉課に提出してください。

【案件】

本山町ふるさとあらわし総合福祉計画2015(案)

【実施期間】

平成27年2月6日(金)から平成27年2月13日(金)まで *必着

【意見を提出される方】

町内に在住される方

【閲覧場所】

- (1) 本山町ホームページ
 - (2) 本山町役場本庁1階 住民生活課
 - (3) 本山町保健福祉センター1階 健康福祉課
- ※(3)は、土・日曜 祝日を除く。

【意見・提案書の提出方法】

所定の様式に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

①持 参：本山町健康福祉課

②郵 送：〒781-33601
高知県本山町本山600番地

③FAX：70-110300

④ホームページ

<http://www.town.motoyama.kochi.jp/>

【問い合わせ先】

健康福祉課

電話 70-11060

午後1時～3時30分まで。
(相談時間は、1組あたり30分です。)

○相談口 2月20日(金)

【事前予約連絡先】

総務課

電話 76-222223

行政相談の日です

町村交通災害共済の加入申込受付が2月1日から始まりました。申込希望者は、各戸あてに配布してある「交通災害共済加入のご案内」チラシをよくお読みのうえ、チラシ2枚目以降の「交通災害共済加入申込書」に必要事項を記入し掛金を添えて、各区長さんまたは総務課までお申込んでください。

◎ 共済掛金 1人あたり 500円

◎ 申込締切日 3月31日(火)

【問い合わせ先】

総務課

電話 76-222223

【問い合わせ先】

行政相談員 曽我部 巧

自宅／本山町本山の1-3番地8

電話 76-220007

毎月第3木曜日は、高知地方裁判所 民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、口頭より心配事や悩み事がありましたが、この機会に民事・家事相談をご利用ください。
なお、相談は事前に約制(相談日の1週間前まで)です。必ず、電話等で予約を入れてください。

○相談口 午後1時～3時30分まで。
(相談時間は、1組あたり30分です。)

【事前予約連絡先】

総務課

電話 76-222223

毎月第3木曜日は

行政相談の日です

行政相談員は、国・県・市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんからの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。
相談は、委員の自由で受け付けるほか、毎月第3木曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所でも受け付けています。お気軽にご相談ください。

○日 時 2月19日(木) 午前1時～正午
○場 所 役場 1階町民相談室